

事業系ごみ（商店、飲食店、事務所、農・漁業等の全ての事業活動で発生するごみ）は、地区のごみステーションには出せません。以下のいずれかの方法で、適正に処理してください。

1. 事業系燃えるごみ袋【持込専用】に入れて、小城市廃棄物中継センターに自ら（自社の社員含む）持込む。

区 分	容量	販売価格
【持込専用】事業用燃えるごみ袋（大）	約90ℓ	5枚入 1,000円（1枚 200円）
【持込専用】事業用燃えるごみ袋（中）	約60ℓ	5枚入 750円（1枚 150円）

※ただし、小城市廃棄物中継センターへの持込専用袋ですので、地区のごみステーションには出せません。必ず、小城市廃棄物中継センターまで持込みしてください。



2. 手数料を負担し、小城市廃棄物中継センターに自ら持込む。

区 分		重量	金額
事業系一般廃棄物	自ら小城市廃棄物中継センターへ搬入した場合	100kg以下	1,000円
		101kg～150kg	1,200円
		151kg～200kg	1,700円
		201kg～250kg	2,200円
		以降50kg増すごとに500円を加算した額	

※なお、事業用燃えるごみ袋【持込専用】に入れて持込みする場合、持込み手数料は発生しません。（ただし、袋を利用しないごみを一緒に持ち込んだ場合、手数料が発生します。）

3. 一般廃棄物収集運搬許可業者として許可を受けた者に収集を委託する。

注意！ 次のものは小城市廃棄物中継センターには持込めません！

【注意！】産業廃棄物（燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、建築廃材、ばいじん等と紙くず（パルプ製造業、印刷業）、木くず（建設業、木製品製造業）、繊維くず（繊維工業）、動植物の残さ（食品製造業）、動物系の固形不用物（と畜場、食品調理場）、家畜糞尿（畜産農場）、家畜死体（畜産農場）、農薬、薬品びんは小城市廃棄物中継センターには持込めません。

産業廃棄物処理業の許可（県による許可）を有する業者に委託し、適正に処理してください

【問合せ】環境課 廃棄物対策係（小城庁舎） 担当 久原・千葉 ☎73-8803
 施設係（廃棄物中継センター）担当 宮原・森 ☎63-8832